

ID: 85

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町多世代交流センター条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第32号		
【基準】			
第10条第1項の規定による。 (使用料)			
第10条 多世代交流センターの使用料は、別表のとおりとする。			
2 町長は、特に必要と認める場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。			
3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより使用することができなくなった場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日